

## 主張整理表

番号	語呂合わせ 原告語呂合わせ（上段） 被告語呂合わせ（下段）	原告の主張		被告の主張	
		創作性	類似性	創作性	類似性
1	ビヤーツ、どっとはえる（）。 びいあ～、どっどあごひげ伸びる	「beard」の発音に類似する日本語の語句として「ビヤーツ、ど」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、擬態語「ビヤーツ」と「どっど」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。 ひげが一気に伸びる擬態語を「ビヤーツ」と表現した点に創作性がある。ひげは通常、ゆっくり生えるものであるところ、意外性のあるストーリーをコミカルに表現している点に創作性がある。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、コミカルで喜劇的な要素が受験生にとって親しみやすい点、創作性がある。	英単語「beard」の発音を「ビヤーツ（びいあ～）」と「どっど」に分解して表現している点、表現の本質的部分が類似している。 「はえる」が「伸びる」に変えられているが、あごひげが一気にたくさん生える（伸びる）様子を表現している点、ストーリー性が共通であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「beard」の発音に類似する日本語の語句として「ビヤーツ、ど」という語句を選択し、その後「つとはえる」という語句を続け、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった12字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、髭が一気に伸びる擬態語を「ビヤーツ」と表現した点に創作性があると主張するが、「ビヤーツ」という表現が、髭が一気に伸びる擬態語であるかは判然としない。また、当該表現は、英単語の発音に類似する日本語の語句と当該英単語の日本語訳とを組み合わせて文や語句を作成するという英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はなく、原告の主張は、その狭小な表現の幅の中で想定し得る表現における独創性を主張するに過ぎない。 髭は通常ゆっくり生えるものであるところ、意外性のあるストーリーをコミカルに表現しているとの原告の主張に対しては、国語辞典によれば、「ストーリー＝物語（ものがたり）」とは、小説、戯曲、映画、漫画等の創作物における筋のことをいい、ここでは、鑑賞に堪え得る一定の質及び量を備えた筋が想定されているところ、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、「ストーリー＝物語（ものがたり）」のようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の表現で共通する部分は「どっど」という語句のみであり、これを思想又は感情の表現と解することは不可能である。 したがって、表現ではない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
2	brownの（）を描く。 ブラウンのまゆ流行ってる	「brow」の発音に類似する日本語の語句として「ブラウン（茶色）」という語句を選択した点に創作性がある。例えば、「ブラウンさん（外国人の名）」や（チョコレート）ブラウニー」といった語句でも、特に受験生に違和感を感じさせない。そういった点で、表現の選択の幅のある中での選択である。 「ブラウン（茶色）のまゆを描く」という行為が、女子高生の流行の一つとして広く受け入れられていたことから、受験生にとって親しみやすいストーリーに仕上げられている点、創作性がある。	「brow」の発音に類似する日本語の語句として「ブラウン（茶色）」という語句を選択し、「ブラウン（茶色）のまゆ」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「描く」と「流行ってる」の部分は語呂合わせにとって必ずしも不可欠な部分ではないが、「ブラウン（茶色）のまゆ」を女子高生の流行としてとらえて、同じストーリー性を持たせている点、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「brow」の発音に類似する「brown」という英単語を選択し、「の」という助詞を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載して、最後に「を描く。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった10字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「brow」という発音が「brown」の発音に含まれていることに着目し、受験生と同年代の女子高生に親しみのあるストーリーを生み出している点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の表現で共通する部分は、「の」という語のみであり、これを思想又は感情の表現と解することは不可能である。 仮に、「brown」と「ブラウン」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
3	ベリーを（）。 （ブルー）ベリーを埋める	「ベリー」という言葉は、通常、ストロベリー、ブルーベリーのような形で使われることがあっても、「ベリー」単独で使われることは、少なくとも日本語においては、定着していない。英単語の発音からダイレクトに「ベリー」という語句を選択（創作）している点に創作性がある。	「ベリーを埋める」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「ブルーベリー」とせず「（ブルー）ベリー」としている点からも明らかとおりに、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「bury」の発音と類似する日本語の語句として「ベリー」という語句を選択し、「を」という助詞を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった5字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、英単語の発音からダイレクトにベリーという日本語を選択している点に創作性があると主張するが、当該表現は語呂合わせの表現上の制約に従ったものであるうえ、英単語の発音をそのまま表現したに過ぎないのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の表現で共通する部分は、「ベリーを」という語句のみであり、かかる表現を思想又は感情の表現と解することは不可能である。 また、当該表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
4	ぶっちゃけ（）です。 ぶっちゃけ肉屋ですから	英単語「butcher」（ぶっちゃー）の発音を大きく変えて、「ぶっちゃけ」という語句として、語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。 しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。 また、「ぶっちゃけ」という若者の俗語を利用して記憶に残りやすくしている点に創作性がある。	「ぶっちゃけ肉屋です」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「です」とせず「ですから」としている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「butcher」の発音と類似する日本語の語句として「ぶっちゃけ」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載し、「です。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「butcher」の発音を「ブッチャク」に変更した点に創作性があると主張するが、「ぶっちゃけ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が限定されており、創作性は認められない。また、「ぶっちゃけ」という若者の俗語を利用したと原告が自認するように、かかる表現は、極めてありふれた表現であるため、創作性が認められないことは明らかである。 また、原告は、「ぶっちゃけ」という若者の俗語を利用して記憶に残りやすくしている点に創作性があるとも主張するが、かかる主張は、「butcher」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「ぶっちゃけ」という表現を選択する際に用いたアイデアに過ぎず、表現の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「ぶっちゃけ」及び「です」という語句のみであるが、「ぶっちゃけ」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、これらの表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。 したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
5	かなーりの（）だ、スエズ運河。 かなり運河はでかいです	英単語「canal」（かなる）の発音を、大きく変えて、「かなーり」という語句として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。 しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。 また、「かなーり」とすることで、単語の後半部分にアクセントがあることは読者にとって容易に想起できる。	前半部分が「かなーり」から「かなり」に変えられている点、後半部分が「スエズ運河」から「運河はでかいです」に変えられている点が若干相違するが、実質的には同一のものと認められる。 「canal」（かなる）を「かなり」として語呂合わせを作り出した点（「かなーりの運河」「かなり運河」）、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「canal」の発音と類似する日本語の語句として「かなーり」という語句を選択し、助詞「の」を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載して、最後に「だ、スエズ運河。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった13字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「canal」の発音を「カナーリ」に変更した点に創作性があると主張するが、「かなーり」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が限定されており、創作性は認められない。 また、原告は、「かなーり」とすることにより、後ろにアクセントがあることも覚えられるようにしている点に創作性があると主張するが、そもそも原告書籍において、語呂合わせと英単語のアクセントとの関係が明示されていないうえ、読者の読み方によって、アクセントの位置が異なり得るため、原告の主張には論拠がない。さらに、かかる原告の主張は、「canal」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「かなーり」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現はなく、複製権侵害は認められない。 仮に、「かなーり」と「かなり」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ、表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

6	このプリン変だと( )。 このプリン変だと理解する	英単語「comprehend」（コンプリヘンド）の発音を、大きく変えて、「コノプリンヘンダ」にしてしまったところに創作性がある。 また、「このプリン変だ」という意外性のあるストーリーにして記憶に残りやすくしている点に創作性がある。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、( ) 部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、全く同一である。	原告語呂合わせは、「comprehend」の発音と類似する日本語の語句として「このプリン変だ」という語句を選択し、助詞「と」を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「comprehend」の発音を「コノプリンヘンダ」に変更した点に創作性があると主張するが、「このプリン変だ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、「このプリン変だ」という意外性のあるストーリーにして記憶に残りやすくしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。さらに、かかる主張は、「comprehend」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「このプリン変だ」という表現を選択する際に用いたアイデアに過ぎず、表現の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「このプリン変だ」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
7	出るじゃん( )生徒は知っている。 「出るじゃん」と真面目な彼が予想する	英単語「diligent」（ディリジェント）の発音を、大きく変えて、「デルジャン」にしてしまったところに創作性がある。 「出るじゃん」とすることで、前にアクセントがあることも覚えられるようになっていく点に創作性がある。 また、「出るじゃん」という生徒同士のくだけた会話を想起させて記憶に残りやすくしている点にも創作性がある。	後半部分が「生徒は知っている」から「彼が予想する」に変えられている点が若干相違するが、実質的には同一のものと認められる。  「diligent」の発音に類似する日本語として「出るじゃん」という言葉を選択した点、全く同一である。 テストに出る部分を真面目な生徒は知っているという同じストーリー性を持たせている点、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「diligent」の発音と類似する日本語の語句として「出るじゃん」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「生徒は知っている。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった15字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「diligent」の発音を「デルジャン」に変更した点に創作性があると主張するが、原告書籍1276を参照すると、「出るじゃん」という部分が太字になっているため、原告の主張における「diligent」の発音に対応する部分は「出るじゃん」とであることは明らかである。いずれにせよ、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、「出るじゃん」とすることで、前にアクセントがあることも覚えられるようになっていく点に創作性があると主張するが、そもそも原告書籍において、語呂合わせと英単語のアクセントとの関係が明示されていないうえ、読者の読み方によって、アクセントの位置が異なり得るため、原告の主張には論拠がない。さらに、かかる原告の主張は、「diligent」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「出るじゃん」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。 加えて、原告は、「出るじゃん」という生徒同士のくだけた会話を想起させて記憶に残りやすくしている点にも創作性があると主張するが、かかる主張も、上記のとおり、アイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「出るじゃん」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
8	だんまりで( )。 だんまりを続ける	英単語「dumb」（ダム）の発音を、大きく変えて「だんまり」というあまり使われない日本語に置き換えたところに創作性がある。	後半部分が「で口をきかない」から「を続ける」に変えられている点が若干相違するが、実質的には同一のものと認められる。 「だんまり」という日本語に置き換えた点、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「dumb」の発音と類似する日本語の語句として「だん」という語句を選択し、次いで「まり」と続け、さらに助詞「で」を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった6字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「dumb」の発音を「だんまり」に変更した点に創作性があると主張するが、「だんまり」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「だんまり」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
9	エッホエッホと( )する。 エッホと努力	「effort」（えふおーと）の発音を、「えっほと」という、普段使われない擬態語として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。 しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。 また、「えっほと」とすることで、単語の前半部分にアクセントがあることは読者にとって容易に想起できる。	「エッホと努力する」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「エッホ」を「エッホエッホ」としている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「effort」の発音と類似する日本語の語句として「エッホ」という語句を選択し、当該語句の前に「エッホ」という語句を付加し、次いで、「エッホと」の後に括弧付きの空欄を記載して、最後に「する。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった10字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「effort」の発音を「エッホと」という普段使われない擬態語を選択している点に創作性があると主張するが、「エッホと」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、「エッホ」という表現は、掛け声として極めてありふれている表現であるから、創作性は認められない。 また、原告は擬態語「エッホと」とすることで、前にアクセントがあることも覚えられるようになっていく点に創作性があると主張するが、そもそも原告書籍において、語呂合わせと英単語のアクセントとの関係が明示されていないうえ、読者の読み方によって、アクセントの位置が異なり得るため、原告の主張には論拠がない。加えて、かかる原告の主張は、「effort」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「エッホと」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「エッホと」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
10	淫売路面とは悪い( ) 淫売路面とは環境最悪(+__+；)	「environment」（えんばいろめんと）から、「淫売路面」という原告オリジナルの単語を創作し、道に売春婦がたくさん立っているようなイメージを出し、そこから、悪い環境をイメージさせ、一つの短文としてまとめた点に創作性がある。	原告オリジナルの単語「淫売路面」をそのまま使い、後半部分が「悪い環境」と「環境最悪」と違っているが、「淫売路面」が悪い環境であるというストーリーは同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「environment」の発音に類似する日本語の語句として、「淫売路面」という語句を選択し、その後に「は悪い」という語句を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「淫売路面」という言葉は原告のオリジナルであり、創作性があると主張するが、「淫売路面」は、一般名詞である「淫売」及び「路面」を単純に組み合わせた平凡かつありふれた表現であるという他はない。また、原告は、「淫売路面」という言葉から悪い環境をイメージさせ、環境という言葉にたどり着かせる点に創作性があると主張するが、淫売路面という単語それ自体から悪い環境を直ちにイメージできるとは考えられず、原告の主張には論拠がない。さらに、かかる原告の主張は、「environment」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「淫売路面」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「淫売路面とは」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

11	<p>いーびるのは ( )。</p> <p>いびるのは悪</p>	<p>「evil」から「いびる」というあまり使われない日本語として語呂合わせを作った点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から「ゲイ」と「ずっと」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。英単語「gaze」の日本語訳は、「凝視する」や「じっと見つめる」というものがほとんどであるところ、「ずっと見つめる」という日本語訳として大きく外れない日本語訳にして、スマートな語呂合わせを作り出している点にも創作性がある。</p>	<p>前半部分が「いーびる」から「いびる」に変えられている点が若干相違するが、「evil」から「いびる」という日本語を利用して語呂合わせを作った点、まったく同一であり、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「evil」の発音に類似する日本語の語句として「いーびる」という語句を選択し、その後に「のは」という語句を続け、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「evil」について、「いびる」というあまり使われない言葉を選択している点に創作性があると主張するが、当該表現はありふれた表現であり、原告の主張には論拠がない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「のは」という語句のみであり、これを思想又は感情の表現と解することは不可能である。</p> <p>仮に、「いーびる」と「いびる」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
12	<p>ゲイ、ずっと ( )。</p> <p>ゲイずっと見つめてる</p>	<p>「gaze」の発音に類似する日本語の語句として「ゲイ」と「ず(っと)」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から「ゲイ」と「ずっと」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。英単語「gaze」の日本語訳は、「凝視する」や「じっと見つめる」というものがほとんどであるところ、「ずっと見つめる」という日本語訳として大きく外れない日本語訳にして、スマートな語呂合わせを作り出している点にも創作性がある。</p>	<p>「ゲイ、ずっと」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「見つめる」が「見つめてる」とされている点は違いますが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「gaze」の発音に類似する「ゲイ、ず」という語句を選択し、「つと」という語句を続け、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「ゲイ」という若者の興味を引く単語を利用している点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「gaze」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「ゲイ、ず」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p> <p>また、原告は、「gaze」の日本語訳を「ずっと見つめる」とした点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的な表現は括弧付きの空欄であるから、創作性は認められない。</p> <p>仮に、括弧付きの空欄に日本語訳を読み込むとしても、原告書籍において、「gaze」の日本語訳は「見つめる」と「凝視する」であるから、「gaze」の日本語訳が「ずっと見つめる」であるとする原告の主張は失当であるし、いずれにせよ英単語の日本語訳はありふれた表現に他ならないから、創作性が認められないことは明らかである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「ゲイ」及び「ずっと」という語句のみであり、これらは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
13	<p>ジイ入院って ( ) ?</p> <p>爺入院って本当の話?</p>	<p>英単語「genuine」（ジェニユイン）を、「ジイニユウイン」と読み替え、その音を「ジイ入院」という日本語にあてはめ、それに続け「って本当」を加えて、ストーリーを持たせた点に創作性がある。</p>	<p>「ジイ入院って本当」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「ジイ」を「爺」にし、最後に「の話」としている点は違いますが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「genuine」の発音と類似する日本語の語句として「ジイ入院」という語句を選択し、助詞「って」を付加し、さらに括弧付きの空欄及び疑問符を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「genuine」の発音を「ジイニユウイン」に変更した点に創作性があると主張するが、「ジイ入院」という表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるから、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「入院って」という語句及び疑問符のみであり、「入院って」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「ジイ入院」と「爺入院」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
14	<p>ほーんとに ( ) の?</p> <p>ほーんとに出るの幽霊が?</p>	<p>「本当(ほんとう)」を「ほーんと」という形で利用してしまっている点に創作性がある。「ほーんと」という表現は、「本当」を会話で使用する際にも使うことは決してないから（「ほんとう」は有り得るが、「ほーんと」と言う者は存在しない）、これがありふれた表現であることはない。</p> <p>また、英単語「haunt」の第一義的意味は、他動詞としては「(場所)へしばしば行く」、自動詞としては「付きまとう、足繁く通う」であるところ、それを語呂合わせにしなかったところに創作性がある。</p>	<p>「ほーんとに出るの」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。最後に「幽霊が」としている点は違いますが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「haunt」の発音と類似する日本語の語句として「ほーんと」という語句を選択し、さらに助詞「に」を付加し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「の？」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「本当」を「ほーんと」という形で利用している点に創作性があると主張するが、「ほーんと」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現であるうえ、「本当」を口語にしたありふれた表現であるから、創作性は認められない。</p> <p>また、原告は、「haunt」の第一義的な意味を語呂合わせにしなかった点に創作性があると主張するが、そもそも、原告語呂合わせの具体的な表現は、括弧付きの空欄であるから、原告の主張は失当である。</p> <p>仮に、括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、原告の主張は、特定の英単語に存在する複数の日本語訳の中からいずれを採用するかという語呂合わせ作成上の問題において、第一義的な意味を採用しないというアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現の創作性を基礎づけるものではない。さらに、いずれにせよ英単語の日本語訳はありふれた表現に他ならないから、原告語呂合わせに創作性がないことは明らかである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「ほーんとに」及び「の？」という語句のみであるが、「ほーんとに」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
15	<p>絵は ( ) に。</p> <p>絵は相続人に引き取られ</p>	<p>英単語「heir」（エアー）を、「エワ」と読み替え、その音を「絵は」という日本語にあてはめ、相続人に関するストーリー性を持たせた点に創作性がある。</p> <p>語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p>	<p>「絵は相続人に」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。最後に「引き取られ」としている点は違いますが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「heir」の発音と類似する日本語の語句として「絵は」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「に。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった4字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「heir」の発音を「エワ」に変更した点に創作性があると主張するが、「絵は」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「絵は」及び「に」という語句のみであるが、「絵は」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

16	<p>( ) グレート</p> <p>移民グレートな夢を見て移住する</p>	<p>英単語「immigrate」(イミグレイト)を「イミングレイト」と読み替えた点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。被告は、短ければ短いほど、表現の選択の余地が狭まるか、むしろ創作性が認められないと主張するが、「移民」と「グレート」という単語の配列の創作性が問題となっているのでは全くない。英単語「immigrate」(イミグレイト)を「移民グレート」と読み替えた語呂合わせの創作性と問題とすべきである。また、本来は、「移住する」という動詞であるところを、「移民」という名刺を選択しながらも、「移住する」ことを容易に連想させることに創作性がある。これにより、これ以上短くできない形で語呂合わせを完成させた点に創作性が認められる。</p>	<p>「移民グレート」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。最後に「な夢を見て移住する」としている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、括弧付きの空欄に「グレート。」という語句を付加して作成されているところ、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった5字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない(なお、主張整理表には原告語呂合わせに句点が記載されていない)。原告は、「immigrate」の発音を「イミングレイト」に変更した点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは括弧付きの空欄を含んでいるのであるから、かかる主張は失当である。仮に、括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、「移民グレート」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、また、ありふれた表現である「移民」と「グレート」を結合させて作成された極めて短い表現及びありふれた表現であるため、創作性は認められない。さらに、原告は、「immigrate」の日本語訳である「移住する」ではなく、「移民」という名詞を選択し、動詞「移住する」を容易に連想させる点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄なのであるから、原告の主張は失当である。仮に、括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、かかる原告の主張は、英単語の日本語訳に対応する語句の選択にあたって採用したアイデアの独自性を強調するものに過ぎず、創作性は認められない。加えて、原告は、これ以上、短くできない形で語呂合わせを完成させた点に創作性が認められると主張するが、短ければ短いほど、表現の選択の余地は狭まるのであるから、むしろ創作性が認められないことを基礎付けるというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「グレート」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
17	<p>インダスほとりに( )が</p> <p>インダスほとりに産業興り</p>	<p>「industry」の発音を変え、「ホ」を挿入して語呂合わせを作った点にまず、創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。次に、日本語の語句として「インダスほとり」という語句を選択した点にも創作性がある。これにより、史実に合致したストーリーを生み出している。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、この点、高い創作性が認められる。</p>	<p>「インダスほとりに産業」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。これに続く部分が「が」から「興る」とされている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「industry」の発音と類似する日本語の語句として「インダスほとり」という語句を選択し、助詞「に」を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載して、最後に「が。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった10字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない(なお、主張整理表には原告語呂合わせに句点が記載されていない)。原告は、英単語の発音に含まれていない音をあえて入れた点に創作性があると主張するが、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、英単語の発音に含まれていない音をあえて入れたことにより、リズムが生まれ、かつ史実に合致するストーリーを生み出している点に創作性があると主張するが、リズムについては、語呂合わせの表現上の制約に従った結果に過ぎないし、原告語呂合わせは短文であり、ストーリーを観念する余地はないため、これらの点により、原告語呂合わせの創作性が基礎づけられることはない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「インダスほとりに」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
18	<p>インコはいや?と( )。</p> <p>インコは嫌?と尋ねる</p>	<p>「inquire」(インクワイヤー)の発音を変えて、「インクワイヤ」として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「インコはいや」とすることで、「inquire」の日本語訳である「尋ねる」を容易に想起できる点に高い創作性がある。インコというカラフルな色をイメージしやすい単語を用いている点も記憶の定着を図る上で効果的であり、その単語の選択の点にも創作性が認められる。</p>	<p>中間部分の「いや」が漢字の「嫌」に変えられている点が若干相違するが、「インコはいやと尋ねる」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「inquire」の発音と類似する日本語の語句として「インコはいや」という語句を選択し、さらに「?と」という語句を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「inquire」の発音を「インクワイヤ」に変更した点に創作性があると主張するが、「インコはいや」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、インコというカラフルな色をイメージしやすい単語を選択している点からも創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張は、「inquire」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「インコはいや」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「インコは」及び「?と」という語句のみであるが、「インコは」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「いや」と「嫌」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
19	<p>犬!サル!と( )。</p> <p>「犬サルと同じ」と侮辱する</p>	<p>「insult」(インサルト)の発音を変えて、「イヌサルト」として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「犬サルと」とすることで、「insult」の日本語訳である「侮辱する」を容易に想起できる点に高い創作性がある。この英単語は、名詞と動詞とでアクセントが異なるところ、「犬!サル!」と感嘆符を挟むことで、それを表現している点にも創作性がある。</p>	<p>「犬サルと侮辱する」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「犬サルと」の後に「同じ」を入れている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「insult」の発音と類似する日本語の語句として「犬!サル!と」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「insult」の発音を「イヌサルト」に変更した点に創作性があると主張するが、「犬!サル!と」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、名詞と動詞とでアクセントが異なることを、「犬!サル!」と感嘆符を挟むことで表現している点に創作性があると主張するが、そもそも原告書籍において、語呂合わせと英単語のアクセントとの関係は明示されていないうえ、読者の読み方によって、アクセントの位置が異なり得るため、原告の主張には論拠がない。さらに、かかる原告の主張は、「insult」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「犬!サル!と」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「犬」、「サル」及び「と」という語句のみであるが、これらは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
20	<p>nurseありの( )。</p> <p>ナースありの託児所人気</p>	<p>「nursery」(ナーサリー)の発音を変えてしまい、「ナースアリ」としてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。また、「nurseあり」とすることで、この英単語の語源が「nurse」にあることも同時に記憶できるようにしている点に高い創作性がある。</p>	<p>「ナースありの託児所」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。最後に「人気」を付け足した点は違うが、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「nursery」の発音に類似する日本語の語句として、「ナースあり」という語句を選択し、助詞「の」を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「nursery」の発音を「ナースアリ」とに変更した点に創作性があると主張するが、「ナースあり」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「nursery」の語源が「nurse」にあることも同時に記憶できるようにしている点に創作性があると主張するが、そもそも原告書籍において、語呂合わせと語源との関係は明らかにされていないため、原告の主張には論拠がない。さらに、かかる原告の主張は、「nursery」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「nurseあり」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「ありの」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「nurseあり」と「ナースあり」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

21	油維持する ( ) がある。 油維持する義務を負わせる	「oblige」(オブライジ)の発音を変えてしまい、「アブライジ」としてしまっただに創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。 二重母音となっている「ライ」の部分で単語を分けた点も一般には発想が困難であり、創作性がある。 「油維持する」とすることで、石油備蓄法が存在する事実から、「義務」という日本語訳を自然なストーリーから生み出している点に高い創作性がある。	「油維持する義務」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「義務がある」が「義務を負わせる」とされている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「oblige」の発音と類似する日本語の語句として「油維持」という語句を選択し、動詞「する」を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載し、最後に「ある。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。 原告は、「oblige」の発音を「アブライジ」に変更した点に創作性があると主張するが、「油維持」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、二重母音となっている「ライ」の部分で単語を分けた点に創作性があると主張するが、原告書籍の記載から、原告語呂合わせと発音の関係は明らかではないうえ、かかる原告の主張は「oblige」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「油維持」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。 さらに、原告は、石油備蓄法が存在する事実と沿う自然なストーリーを生み出している点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「油維持する」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。 したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
22	プレーボーイの ( ) にされる。 プレイボーイの餌食になった	英単語「prey」(プレイ)について、「プレー」というカタカナ英語は容易に発想できるが、「プレーボーイ」という若者に親しみのある単語を使って、「餌食」という日本語訳をイメージしやすく、受験生にインパクトのあるストーリー性を持たせた点に創作性がある。	「プレーボーイの餌食」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 最後が「餌食にされる」から「餌食になった」としている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「prey」の発音に類似する「プレー」という語句を選択し、「ボーイの」という語句を続け、括弧付きの空欄を記載し、最後に「にされる。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった12字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。 原告は、「プレーボーイ」という若者に親しみのある単語を使って、「餌食」という日本語訳をイメージしやすくしている点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「prey」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、かかる発音を含む「プレーボーイ」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「の」という語のみであり、これを思想又は感情の表現と解することは不可能である。 仮に、「プレーボーイ」と「プレイボーイ」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
23	プロ、パーが ( ) 。 プロ、パー5で適切な	「パー」というゴルフ用語に着目し、かつ「プロ」がゴルフプロをイメージしやすいことから、語呂合わせを極限まで短くしてしまっている点に創作性がある。 自然なストーリー性を持たせた点に創作性がある。	「プロ、パーが適切な」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「パー」から「パー5」としている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「proper」の発音と類似する日本語の語句として「プロ、パー」という語句を選択し、助詞「が」を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「パー」というゴルフ用語に着目し、かつ「プロ」がゴルフプロをイメージしやすいことから語呂合わせを極限まで短くした点に創作性があると主張するが、「プロ、パー」という表現は、語呂合わせの表現上の制約に従ったものであるうえ、ありふれた単語を読点で単純につなげたものに過ぎないのであるから、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「プロ」及び「パー」という語句のみであり、これらは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。 したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
24	離婚めんどろ、するなと ( ) 。 離婚面倒と和解を勧める	「recommend」(レコメンド)の発音を変えて、大きく変えて、「リコメンドウ」という語句として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。 また、「リコメンドウ」とすることで、そのスペルの「m」が重なることを表現している点も秀逸である。	「離婚めんどろ」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 後半が「するなと勧める」から「和解を勧める」としている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「recommend」の発音と類似する日本語の語句として「離婚めんどろ」という語句を選択し、「するなと」という語句を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった12字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「recommend」の発音を「リコメンドウ」に変更した点に創作性があると主張するが、「離婚めんどろ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、その音と内容から「m」が重なることを想起させ、スペルミス防止させている点に創作性があると主張するが、かかる主張の根拠は原告語呂合わせから明らかではないうえ、「recommend」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「離婚めんどろ」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「離婚」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。 仮に、「面倒」と「めんどろ」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
25	0点をカバンに ( ) 。 0点保持するランドセル	「retain」(リテイン)の発音を変えてしまい、「レイテン」としてしまっただに創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。 また、「0点」とすることで、受験生にとって、0点のテストを人に見せられないので、カバン等に捨てないで隠しておくという自然なストーリーを生み出している点に創作性がある。	「retain」を「0点」として語呂合わせを作り出した点、全く同一である。 「カバンに保持する」が「保持するランドセル」とされている点は違うが、0点のテストをカバン等に捨てないで隠しておくというストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「retain」の発音と類似する日本語の語句として「0点」という語句を選択し、「をカバンに」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「retain」の発音を「レイテン」に変更した点に創作性があると主張するが、「0点」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、自然なストーリーによって日本語訳が記憶に残りやすくしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「0点」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。 また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。 したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

26	ルーどうも（）。 ルーどうしても無作法な	英単語「rude」（ルード）の英単語から、「ルー大柴」というややマイナーな芸能人の芸風に着目して読み込み、それにより、自然に「無作法な」という日本語訳を想起させ、かつ、受験生にインパクトのあるストーリー性を持たせた点に創作性がある。	英単語「rude」（ルード）の英単語から、「ルー（大柴）」と俗語を読み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。中間部分を「どう（して）も」としているが、表現の本質的部分は類似している。	原告語呂合わせは、「rude」の発音と類似する日本語の語句として「ルード」という語句を選択し、「うも」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった6字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「ルー大柴」というマイナーな芸能人の芸風に着目してそれを語呂合わせに組み入れた点に創作性があると主張するが、そもそも原告語呂合わせからは、原告語呂合わせとルー大柴との関係は判然としなない。また、かかる原告の主張は、「rude」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「ルード」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「ルー」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
27	ルイの時代に（）です。 ルイ（王朝）が破滅させる	英単語「ruin」（ルーイン）の発音を、大きく変えて、「ルイ」にしてしまったところに創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「政府は泥棒」という非常にインパクトがあり、当時、年金問題等で政府の責任が問題になっていたことから、タイムリーなストーリーを生み出した点にも創作性がある。	英単語「ruin」（ルーイン）の英単語から、「ルイ」という単語を読み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「ruin」の発音と類似する日本語の語句として「ルイ」という語句を選択し、「の時代に」という語句を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載して、最後に「です。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「ruin」の発音を「ルイ」に変更した点に創作性があると主張するが、「ルイ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「ルイ」という語句が受験生に馴染みのある語句であることから「ルイ」だけでも意味が通じることに着目した点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「ruin」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「ルイ」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「ルイ」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
28	政府は（）金返せ。 政府は泥棒！！	英単語「thief」（シーフ）の発音を大きく変えて、「セイフ」として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「政府は泥棒」という非常にインパクトがあり、当時、年金問題等で政府の責任が問題になっていたことから、タイムリーなストーリーを生み出した点にも創作性がある。	「政府は泥棒」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「thief」の発音と類似する日本語の語句として「政府」という語句を選択し、助詞「は」を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載し、さらに「金返せ。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「thief」の発音を「セイフ」に変更した点に創作性があると主張するが、「政府」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、原告語呂合わせが、作成当時の時事問題に鑑み、自然なストーリーになっている点に創作性があると主張するが、そもそも原告語呂合わせから時事問題との関係を読み取ることはできないうえ、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない、むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「政府は」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
29	すろーと（素人）（）自慢。 しろろとのど自慢に outcome ナ	英単語「throat」（スロート）を、発音そのままに「素人」と読み替え、「素人のど自慢」というNHKの番組タイトルを想起させる語呂合わせを作り出している点に創作性がある。	「素人のど自慢」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「 outcome ナ」を加えているが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「throat」の発音と類似する日本語の語句として「すろーと（素人）」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「自慢。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった11字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「throat」の発音をそのままに素人をイメージさせる点に創作性があると主張するが、「すろーと（素人）」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「素人」と出れば、「のど自慢」という単語を発想しやすいことに着目した点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「throat」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「すろーと（素人）」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「自慢」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、かかる表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
30	わ～、すごい（）。 わーすごい価値ある一品	英単語「worth」（ワース）の発音に類似する日本語の語句として「わー」と「すごい」いう語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、擬音語「わー」と「すごい」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中で選択と言える。	「わーすごい価値ある」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「一品」を加えているが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「worth」の発音に類似する日本語の語句として、「わ～、す」という語句を選択し、「（）すごい」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「worth」を「わー」と「ス」に分けた点に創作性があると主張するが、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「すごい」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、かかる表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「わ～、」と「わー」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるため、いずれにせよ、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

31	悪夢、霊と悪事は ()。 悪夢、霊と積み重なる	「accumulate」(アキューミュレイト)の発音を変えてしまい、「アクムレイト」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。さらに、「悪夢」「霊」「と」とすることで、自然に嫌なものが続いていることから、「積み重なる」という日本語訳を自然に想起させる点に高い創作性がある。	「悪夢、霊と積み重なる」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「accumulate」の発音と類似する日本語の語句として「悪夢、霊と」という語句を選択し、「悪事は」という語句を続け、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「accumulate」の発音を「アクム、レイ」に変更した点に創作性があると主張するが、原告書籍1492を参照すると、「悪夢、霊と」という部分が太字になっているため、「accumulate」の発音に対応する部分は「悪夢、霊と」であることは明らかである。そして、「悪夢、霊と」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「悪夢」と「霊」という嫌なものを続けて並べることで、日本語訳を容易にイメージさせた点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「accumulate」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「悪夢、霊と」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「悪夢」及び「霊と」という語句のみであり、これらは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
32	アドばらすと() ストーカー。 アドばらすとは敵意満ち	「adverse」(アドバース)の発音を変えてしまい、「アドバラス」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。さらに、「アド」としても、受験生にとっては容易にメアド(メールアドレス)のことだと理解できること、アドばらす」とすることで、「敵意に満ちた」という日本語訳を自然に想起させる点に高い創作性がある。	「アドばらすと敵意に満ちた」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。後半部分の「ストーカー」が削除され、「は」を加えているが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「adverse」の発音に類似する「アドばらす」という語句を選択し、助詞「と」を付加し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「ストーカー。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった12字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「adverse」の発音を「アドバラス」に変更した点に創作性があると主張するが、「アドばらす」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「アド」という形でも、若者にとって馴染みのある「メアド」という言葉を連想できることに着目した点及び「ばらす」という悪意に満ちた様子をイメージできる点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「adverse」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「アドばらす」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「アドばらすと」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
33	あ、プリン変だ? と()。 「あ、プリン変だ!」と心配する	「apprehend」(アプリーヘンド)の発音を、「アプリンヘンダ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「あ、プリン変だ」という意外性のあるストーリーにして記憶に残りやすくしている点に創作性がある。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、受験生にとって親しみやすい点、創作性がある。	前半部分が「?」から「!」に変えられている点が若干相違するが、「あ、プリン変だ」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「apprehend」の発音と類似する日本語の語句として「あ、プリン変だ」という語句を選択し、「?と」という語句を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった10字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「apprehend」の発音を「ア、アプリンヘンダ」に変更した点に創作性があると主張するが、「あ、プリン変だ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、意外性のあるストーリーにして記憶に残りやすくしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない、むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「あ」、「アプリン変だ」及び「と」という語句のみであり、これらは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
34	飽きてきちゃう、() ばかりの修学旅行。 飽きてきちゃう建築も	「architecture」(アーキテクチャ)の発音を、大きく変えて、「アキテキチャウ」にしてしまったところに創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。	後半部分が「()ばかりの修学旅行」から「建築も」に変えられている点が若干相違するが、「飽きてきちゃう」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「architecture」の発音と類似する日本語の語句として「飽きてきちゃう」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載したうえで「ばかりの修学旅行。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった17字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「architecture」の発音を「アキテキチャウ」に変更した点に創作性があると主張するが、「飽きてきちゃう」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「飽きてきちゃう」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
35	あー電灯の下で() ああ電灯で勉強とは熱心な	「ardent」(アーデント)の発音を、「アーデントウ」にしてしまったところに創作性がある。また、「ardent」(アーデント)の発音に類似する日本語の語句として「あー電灯」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、感嘆語「あー」と「電灯」を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。そして、「あー電灯の下で」とすることで、受験生にとって容易に、「(勉強)熱心な」という日本語訳を想起させている点にも高い創作性がある。	前半部分が「あー」から「あぁ」に変えられている点、後半部分が「の下で」から「勉強とは」に変えられている点が若干相違するが、「ardent」(アーデント)の英単語から、「あー電灯」という単語を読み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「ardent」の発音と類似する日本語の語句として「あー電灯」という語句を選択し、「の下で」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「ardent」の発音を「アーデントウ」に変更した点及び「ardent」を「アー」と「デント」に分けて語呂合わせを作った点に創作性があると主張するが、「あー電灯」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「電灯」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「あー」と「あぁ」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるため、いずれにせよ、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

36	あー、船頭多くして船山に（）。 あぁ船頭多くして船山に登る	「ascend」の発音と類似する日本語の語句として「あー、船頭」にしてしまったところに創作性がある。より詳細には、発音の初めの短母音を長母音にしてしまった点及び「センド」の発音を「センドウ」に変えてしまって点に高い創作性がある。ことわざ自体が平凡でありふれた表現であることは決してないが、語呂合わせとして、ことわざに組み込んでしまった点に創作性がある。	「あー」が「あぁ」に変えられている点以外、「ascend」（アセント）の英単語の語呂合わせとして「あー、船頭多くして船山に登る」ということわざを選択した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「ascend」の発音と類似する日本語の語句として「あー、船頭」という語句を選択し、「多くして船山に」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった13字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、英単語に含まれている短母音を長母音に変えている点に創作性があると主張するが、「あー」という語句は平凡かつありふれた表現であることはもとより、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従って作成された表現であるため、創作性は認められない。また、原告は、ことわざをそのまま語呂合わせに組み入れている点に創作性が認められると主張するが、ことわざそれ自体が平凡かつありふれた表現であり、それに「あー」という平凡かつありふれた表現を付加したところで、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「船頭多くして船山に」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「あー、」と「あぁ」という表現が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
37	安倍いると（）。 安倍いると役に立つ	「avail」（アヴェイル）という発音をに類似する日本語の語句として「安倍（人名）いる」という語句を選択した点に創作性がある。また、数あるあべ（人名）の内、安倍首相の「安倍」を選択した点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。これにより、安倍首相をイメージさせて、ストーリー性を持たせている点に創作性がある。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、全く同一である。	原告語呂合わせは、「avail」の発音と類似する日本語の語句として「安倍いる」という語句を選択し、助詞「と」を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった6字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「avail」の発音を「アベイル」に変更した点に創作性があると主張するが、「安倍いる」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、数ある「あべ」の中で「安倍」首相をイメージできる「安倍」を選択して、活躍している首相から日本語訳を連想させている点に創作性があると主張するが、「avail」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「安倍いる」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「安倍いる」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
38	おー、震えるほど（）。 オー震えが来るほど恐ろしい	「awful」（オーフル）の発音に類似する日本語の語句として「おー、震（える）」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、感嘆語「おー」と「震える」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。	前半部分が「おー、」から「オー」に変えられている点、中間部分に「が来る」が加えられている点が若干相違するが、「awful」（オーフル）の英単語から、「おー、震（え）」という単語を読み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「awful」の発音と類似する日本語の語句として「おー、震」という語句を選択し、「えるほど」という語句を付加し、さらに括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「awful」の発音を「オー」と「フル」に分けて語呂合わせを作った点に創作性があると主張するが、「おー、震」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「震え」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「おー、」と「オー」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
39	悪死す、悪の（）の。 悪死す、悪の枢軸ついに崩壊	英単語「axis」の発音から、「悪の枢軸」という受験生にとって馴染みのあるキーワードに結びつけるため、数ある日本語の内、「悪」と「死す」を組み合わせた点、中でも、「死す」という日本語を選択して、語呂合わせを創作している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。	後半部分が「の」から「ついに崩壊」に変えられている点が若干相違するが、「悪死す、悪の枢軸」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「axis」の発音と類似する日本語の語句として「悪死す」という語句を選択し、「、悪の」という語句を付加し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「の。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は「悪の枢軸」という受験生にとって馴染みのあるキーワードに結びつけるため、「悪」「死す」という日本語を当てはめた点に創作性があると主張するが、「axis」の発音に類似する日本語という狭小な表現の幅の中から、「悪死す」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「悪死す」及び「悪の」という語句のみであるが、これらは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
40	バーンと（）にぶつかった。 バーンと納屋に激突	「barn」の発音から日本語の語句として「バーン」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、擬音「バーン」をそのまま選択し、「ぶつかった」と続けることで、「納屋」を想起させている点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。	後半部分が「ぶつかった」から「激突」に変えられている点が若干相違するが、英単語「barn」の英単語から、「バーン」という単語を読み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「バーンとぶつかる（激突する）」ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「barn」の発音と同一の日本語の語句として、「バーン」という語句を選択し、助詞「と」を続け、括弧付きの空欄を記載して、最後に「にぶつかった。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「barn」にそのまま擬音語を当てはめた点に創作性があると主張するが、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「バーンと」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。



41	<p>眩むジイは（）。</p> <p>眩むジイさんぎこちない</p>	<p>「clumsy」（クラムジイ）の発音を変えてしまい、「ニラムジイ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>さらに、「睨む」「ジイ」とすることで、睨みを聞かせているお爺さんがぎこちないという自然なストーリーにより、「ぎこちない」という日本語訳を自然に想起させる点にも創作性がある。</p>	<p>前半部分が「ジイは」から「ジイさん」に変えられている点が若干相違するが、「睨むジイ」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「clumsy」の発音と類似する日本語の語句として「眩むジイ」という語句を選択し、助詞「は」を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった6字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「clumsy」の発音を「ニラムジイ」に変更した点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は、「眩むジイ」であるから、原告の主張は失当である。また、「眩むジイ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。</p> <p>さらに、原告は、自然なストーリーによって日本語訳が記憶に残りやすくしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「眩むジイ」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
42	<p>子も出て買うよ（）。</p> <p>子も出て商品探し</p>	<p>「commodity」（コモディティ）の発音を、大きく変えて、「コモデテ」として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>また、「子も出て」とすることで、子どもが生まれて日用品を揃えるという自然なストーリーにより、日曜日の家族の買い出しをイメージさせて、「commodity」（コモディティ）の日本語訳である「日用品（商品）」を容易に想起させる点にも創作性がある。</p>	<p>後半部分が「買うよ（商品）」から「商品探し」に変えられている点が若干相違するが、「子も出て」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p> <p>また、ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。</p> <p>被告は、「commodity」の日本語訳として「商品」という語が挙げられていない点を相違点として主張するが、原告の（）部分には英単語の日本語訳を読み込んで読むものであるから、「商品」という日本語訳を読み込むことも当然に可能である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「commodity」の発音と類似する「子も出て」という語句を選択し、「買うよ」という語句を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった8字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「commodity」の発音を「コモデテ」に変更した点に創作性があると主張するが、「子も出て」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、自然なストーリーによって日本語訳が記憶に残りやすくしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「子も出て」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p> <p>なお、原告は、原告語呂合わせに「商品」という日本語訳を読み込むべきであると主張するようであるが、仮に、括弧付きの空欄に、英単語の日本語訳を読み込むとしても、原告書籍1403には、「commodity」の日本語訳として「商品」という語が挙げられていないため、原告の主張は失当である。</p>
43	<p>コンパ担当の（）幹事。</p> <p>コンパ担当有能だ</p>	<p>「competent」（コンピテント）の発音を、大きく変えて、「コンパタントウ」として語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>また、学生にとってコンパの幹事はまとも役のしっかり者が担当することが多いことから、「コンパ担当」とすることで、友達の中におけるコンパの幹事をイメージさせて、「competent」の日本語訳である「有能な」を容易に想起させる点にも創作性がある。</p>	<p>後半部分が「の（有能な）幹事」から「有能だ」に変えられている点が若干相違するが、英単語「competent」を、「コンパ担当」という日本語に読み変え、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「competent」の発音と類似する日本語の語句として「コンパ担当」という語句を選択し、助詞「の」を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載し、最後に「幹事。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「competent」の発音を「コンパタントウ」に変更した点に創作性があると主張するが、「コンパ担当」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、学生にとってコンパの幹事はまとも役のしっかり者が担当することが多いことから、日本語訳をイメージしやすい点に創作性があると主張するが、かかる主張は「competent」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「コンパ担当」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「コンパ担当」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
44	<p>コンパ理系とで（）。</p> <p>コンパ理系とで複雑だ</p>	<p>「complicated」（コンプリケイテド）の発音を「コンパリケイトデ」に大きく変えて語呂合わせを作った点、「complicated」を「コンパ」「理系」「とで」に分けている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>また、「コンパ理系とで」とすることで、理系学生の気難しいイメージから、学生にとって親しみやすいストーリー性を持たせた点に創作性がある。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「complicated」の発音と類似する日本語の語句として「コンパ理系とで」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は「complicated」の発音を「コンパ理系（りけい）とで」に変更した点及び「complicated」を「コンパ」「理系」「とで」に分けている点に創作性があると主張するが、「コンパ理系とで」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「コンパ理系とで」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
45	<p>これスッポンだと（）。</p> <p>これスッポンだと一致する</p>	<p>「correspond」（コレスポンド）の発音を、「コレスッポンダ」にしてしまったところに創作性がある。また、「correspond」（コレスポンド）の発音に類似する日本語の語句として「これスッポンだ」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「これスッポンだ」という日本語に読み変えた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「correspond」の発音と類似する日本語の語句として「これスッポンだ」という語句を選択し、助詞「と」を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「correspond」の発音を「コレスッポンダ」に変更した点に創作性があると主張するが、「これスッポンだ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「これスッポンだ」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

46	持さ～ん金を ()。 持参金を見極める	「discern」(ディサーン)の発音を、大きく変えて、「ジサーン」にしてしまったところに創作性がある。また、「discern」(ディサーン)の発音に類似する日本語の語句として「持参(金)」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「持参(金)」という日本語に読み変えた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。嫁入りの持参金を姑が見極めるというストーリーを生み出した点に創作性がある。	前半部分が「持さ～ん金」から「持参金」に変えられている点が若干相違するが、「持参金を見極める」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。原告のものは、「じさ～ん」点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「discern」の発音と類似する日本語の語句として「持さ～ん」という語句を選択し、「金を」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「discern」の発音を「ジサーン」に変更したところに創作性があると主張するが、「持さ～ん」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、嫁入りの持参金を姑が見極めるというストーリーを生み出した点に創作性があると主張するが、かかるストーリーを原告語呂合わせから読み取ることはできないことはもとより、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者間で共通する表現は、「を」という語のみであるが、これを思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「持さ～ん金」と「持参金」という表現が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
47	じっくりと ()。 じっくりとは慎重だ	「discreet」(ディスクリート)の発音を、大きく変えて、「じっくりと」にしてしまったところに創作性がある。これにより、「慎重だ(な)」という日本語訳を自然に想起させる点に高い創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「じっくりと」という日本語に読み変えた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。	「じっくりと慎重だ(な)」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。原告のものは、「じっくりと」となっている点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「discreet」の発音と類似する日本語の語句として「じっくりと」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない(なお、主張整理表には、被告語呂合わせが「じっくりとは慎重だ」と記載されているが、正しくは「じっくりとは慎重な」である)。原告は、「discreet」の発音を「じっくりと」に変更した点に創作性があると主張するが、「じっくりと」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「じっくりと」から「慎重だ」という日本語訳を連想させる点に創作性があると主張するが、そもそも原告語呂合わせの具体的表現は「じっくりと」であるうえ、かかる原告の主張は、「discreet」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「じっくりと」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者間で共通する表現は存在しない。仮に、「じっくりと」と「じっくりと」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
48	えらい()になっ ちゃった。 えらい時代に生 まれたもんや	英単語「era」(イアラ)の発音を、ローマ字読みのまま、「エラ」にしてしまったところに創作性がある。そして、数ある日本語の内、「えらい」の一部として、その「エラ」を選択している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。「えらいこっちゃ」というコミカルなストーリーにしている点に創作性がある。	後半部分が「なっちゃった」から「生まれたもんや」に変えられている点が若干相違するが、「えらい時代」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「えらい時代」を嘆く点、ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「era」の発音と類似する日本語の語句として「えら」という語句を選択し、「い」という語句を付加し、さらに括弧付きの空欄を記載し、最後に「になっちゃった。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「era」の発音を「エラ」に変更した点に創作性があると主張するが、「えら」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、コミカルなストーリーにしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者間で共通する表現は、「えらい」及び「に」という語句のみであるが、これらは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
49	触れると()。 触れるともろ いっ!ポロポロと	「frail」(フレイル)の発音を、大きく変えて、「フレル」にして語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。	「触れるともろい」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。被告のものは、「ポロポロと」を加えているが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「frail」の発音と類似する日本語の語句として「触れる」という語句を選択し、助詞「と」を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった5字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「frail」の発音を「フレル」に変更した点に創作性があると主張するが、「触れる」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者間で共通する表現は、「触れると」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
50	腐乱死体に()。 腐乱死体にまゆを ひそめる	英単語の「frown」(フラウン)の発音を「フラン」に変えている点、「フラン」を「腐乱」に読み変えた点、数ある日本語の数ある日本語の内、表現の選択の幅のある中での選択と言え、創作性がある。「死体」をつなげて四字熟語にして、語呂合わせを作った点、「腐乱死体」から「まゆをひそめる」という単語を連想させている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、( )部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、全く同一である。	原告語呂合わせは、「frown」の発音と同一の日本語の語句として、「腐乱」という語句を選択し、「死体に」という語句を続け、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった6字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「frown」の発音を「腐乱(ふらん)」に変更した点に創作性があると主張するが、「腐乱」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「腐乱」に「死体」をつなげて四字熟語にしている点に創作性が認められると主張するが、「腐乱死体」という表現は極めてありふれた表現であるため、「腐乱」に「死体」を付加したとしても、創作性が認められないことは明らかである。さらに、原告は、「腐乱死体」から「まゆをひそめる」という単語を連想させている点に創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張は、「frown」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、かかる日本語を含む「腐乱死体」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者間で共通する表現は、「腐乱死体に」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

51	グリーンにのって ()。 グリーンでにやっ と笑う	「grin」(グリーン)の発音を「グリーン」に変えて語呂合わせを作った点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「グリーン」とすることで、ゴルフ場のグリーンのイメージから、「にやりと笑う」という日本語訳を想起させるストーリーを持たせた点に創作性がある。	後半部分が「にのって」から「で」に変えられている点が若干相違するが、「grin」(グリーン)の英単語から、「グリーン」として、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。ゴルフ場におけるグリーンをイメージさせるストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「grin」の発音と類似する日本語の語句として「グリーン」という語句を選択し、「にのって」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「grin」の発音を「グリーン」に変更した点に創作性があると主張するが、「グリーン」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「グリーン」という表現からゴルフのグリーンを想像させ、「grin」の日本語訳に結びつけている点に創作性があると主張するが、まず「グリーン」という表現からゴルフのグリーンを想像させたという点については、「grin」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「グリーン」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。次に、「grin」の日本語訳と結びつけたという点については、そもそも原告語呂合わせの具体的表現は、括弧付きの空欄であるし、仮に括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、かかる結びつけは、語呂合わせの表現上の制約に従ったものに過ぎず、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「グリーン」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
52	愚弄に()。 愚弄に耐えかねう めく	英単語「groan」(グロウン)の発音を「グロウ」に変えてしまった点に創作性がある。数ある日本語の中から、「愚弄」という日本語を読み込み、そこに助詞「に」を続けることにより、自然に「うめく」という日本語訳を生み出すストーリー性を持たせた点に創作性がある。	中間部分に「耐えかね」が加えられている点が若干相違するが、「愚弄にうめく」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「groan」の発音と類似する「愚弄」という語句を選択し、助詞「に」を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった4字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。原告は、「groan」の発音を「愚弄(ぐろう)」に変更した点に創作性があると主張するが、「愚弄」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「愚弄」と表現することにより、愚弄されて「うめく」人を連想させている点で創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「groan」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「愚弄」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「愚弄に」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
53	入れたらしい、 () やつ入れたら しい。 入れたらしい、読 み書きできない学 生を！	「illiteracy」(イリタラシイ)の発音を「イレタラシイ」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「入れたらしい」とすることで、「字が読めない」人を入れたらしいという受験生にとって馴染みのあるストーリーを生み出している点に創作性がある。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、受験生にとって親しみやすい語呂合わせを作り出している点、創作性がある。	後半部分が「(字が読めない) やつ入れたらしい」から「読み書きができぬ学生を！」に変えられている点が若干相違するが、「illiteracy」(イリタラシイ)の英単語から、「入れたらしい」という単語を読み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。学校入学の場面ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「illiteracy」の発音と類似する日本語の語句として「入れたらしい」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載し、最後に「やつ入れたらしい。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった16字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「illiteracy」の発音を「入れたらしい」に変更した点に創作性があると主張するが、「入れたらしい」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「字が読めない」人を入れたらしいというストーリーを生み出している点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「入れたらしい」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
54	院生さんとは()ぬ 研究。 院生さんとは (ノ°o°)ノ!!絶 え間ない学業人生 思いやる	「incessant」(インセンスト)の発音を「インセイサント」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。数ある日本語の中から、「院生さん」を選択することで、受験生にとって馴染みのあるストーリーを生み出している点に創作性がある。	後半部分が「(ぬ研究)から「(ノ°o°)ノ!!絶え間ない学業人生思いや」に変えられている点が若干相違するが、「incessant」(インセンスト)の英単語から「院生さん」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「incessant」の発音と類似する日本語の語句として「院生さん」という語句を選択し、助詞「は」を付加し、括弧付きの空欄を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった10字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「incessant」の発音を「院生さん」とに変更した点及び「incessant」を「院生」、「さん」、「と」に分けている点に創作性があると主張するが、「院生さん」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。また、「院生さん」と「絶え間ない研究」を結びつけている点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、かかる結びつけは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現であり、表現の選択の幅が極めて限定されているため、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「院生さんとは」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
55	0時endの()。 零時endの伝説	英単語「legend」(レジェンド)の発音を「レイジェンド」に変えている点、数ある日本語の中から「0時」と「end」に分けている点、0時で終わる伝説というストーリー性がある点に創作性が認められる。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、創作性がある。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、( )部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、0時の表記の仕方以外、すべて同一である。	原告語呂合わせは「legend」の発音と類似する日本語の語句として「0時end」という語句を選択し、助詞「の」を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「legend」の発音を「0時end」に変更した点及び「legend」を「0時」と「end」に分けた点に創作性があると主張するが、「0時end」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。また、原告は、原告語呂合わせにストーリー性がある点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「endの」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「0時」と「零時」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であり、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

56	待ちゆわ、( ) する日まで。 待つわ、成熟するまで♡	「mature」（マチュア）の発音に類似する日本語の語句として「待ちゆわ」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「待つ」という単語を話し言葉に変化させたものを選択している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。 「待ちゆわ」を選択することで、「成熟するまで待つ」というストーリーを生み出している点に創作性がある。	「待ちゆわ（待つわ）成熟するまで」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。「待つわ」や「♡」の点は違うが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「mature」の発音と類似する日本語の語句として「待ちゆわ」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載して、最後に「する日まで。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「mature」の発音を「待ちゆわ」に変更した点に創作性があると主張するが、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないものであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、成熟するまで待つというストーリー性がある点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は存在しない。仮に、「待ちゆわ、」と「待つわ、」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
57	「もう、好き♡」と( )が寄ってくる。 「もう好き」とばかりに蚊が寄ってくる	英単語「mosquito」（モスキート）の発音を「モウスキト」に変えている点、「モウスキト」を「もう」、「好き」、「と」に分けている点、「もう、好き♡」と言いながら蚊が寄ってくるイメージを湧かせる点に創作性が認められる。 これらは、発音を変えている点及び日本語に置き換えている点、双方について、選択の幅のある中での選択と言える。 イメージとはストーリーと同義である。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、創作性がある。	「もう好きと蚊が寄ってくる」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。被告は「ばかりに」を加えているが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「mosquito」の発音と類似する日本語の語句として「「もう、好き♡」と」という語句を選択し、さらに括弧付きの空欄を記載し、最後に「が寄ってくる。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった16字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「mosquito」の発音を「「もう、好き♡」と」に変更した点及び「mosquito」を「もう」、「好き」、「と」に分けている点に創作性があると主張するが、「「もう、好き♡」と」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないものであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。 また、原告は、「もう、好き♡」と言いながら蚊が寄ってくるイメージを湧かせる点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、かかるイメージを抱かせることは不可能である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、いずれにせよ原告がイメージであると主張する概念は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎず、上記のとおり、原告語呂合わせには創作性が認められないのであるから、いずれにせよ原告の主張は失当である。	両者の間で共通する表現は、「と」及び「が寄ってくる」という語句のみであるが、これらは、極めて短い表現及びありふれた表現であるうえ、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。 仮に、「「もう、好き♡」と」「「もう好き」」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であり、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
58	ニースへ( )は、甥は寝冬。 ニースの姪に電話し「甥は寝冬」と伝え	対義語の英単語を同時に記憶できるように作られている点に創作性がある。 「寝冬」という言葉は、原告のオリジナルであり、「nephew」（ネフュー）の発音を「ネフユ」に変えてしまった点、数ある日本語の内、「寝」と「冬」をその音に組み合わせた点、活動的な姪と冬を寝て過ごす甥という対比させた一つのストーリーとしている点に創作性がある。 ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、創作性がある。	「ニースへ姪、甥は寝冬」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。被告は「電話し」「伝え」を加えているが、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「niece」の発音と類似する日本語の語句として「ニース」という語句を選択し、助詞「へ」を付加し、括弧付きの空欄を記載し、「は、」という語句を付加して、さらに「nephew」の発音に類似する日本語の語句として「寝冬」という語句を選択し、これに「nephew」の日本語訳である「甥」を付加し、さらに「は。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、対義語の英単語を同時に記憶できるように作られている点に創作性があると主張するが、暗記を容易にするために対義語を組み合わせることは、語呂合わせの作成においてよく用いられるありふれた手法であり、そのことにより表現上の創作性が基礎付けられることはない。 また、原告は「寝冬」という独自の語を用いた点に創作性があると主張するが、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、原告独自の語であるとまではいえず、当該語により創作性が基礎付けられることはない。 さらに、原告は活動的な姪と冬を寝て過ごす甥とを対比させた一つのストーリーにしている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「ニース」及び「甥は寝冬」という語句のみであるが、これらは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
59	おー、なめんといてよ首( )。 おう！ナメンといてヤ裝飾品(。(。、。、。))ノ	「ornament」の発音から日本語の語句として「おー、なめんと(いて)」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、感嘆語「おー」と「なめんと(いて)」という関西弁の話し言葉を選択している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。	前半部分が「おー、」から「おう！」に変えられている点、後半部分が「なめんといてよ首( )」から「ナメンといてヤ裝飾品(。(。、。、。))ノ」に変えられている点が若干相違するが、「おー、なめんといて」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「ornament」の発音と類似する日本語の語句として「おー、なめんと」という語句を選択し、「(いてよ首)」という語句を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった12字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「ornament」の発音を「おー」と「なめんと(いてよ)」に分けている点に創作性があると主張するが、「おー、なめんと」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は存在しない。仮に、「おー、なめんといてよ」と「おう！ナメンといてヤ」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
60	ぶらんぶらんと( )おなか。 ぶらんぶらんと太ってる	「plump」の発音から日本語の語句として「ぶらんぶらん」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、擬態語「ぶらん」を選択し、かつ2回繰り返すことで英単語の音を組み込んだ点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。 これにより、肉が揺れているイメージを想起させて、日本語訳を想起させている点に創作性がある。	後半部分の「おなか」が削除されている点が若干相違するが、「plump」（プランプ）の英単語から「ぶらんぶらん」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「plump」の発音と類似する日本語の語句として、「ぶらんぶ」という語句を選択し、「らんと」という語句を続け、括弧付きの空欄を記載して、最後に「おなか。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。 原告は、「plump」の発音を「ぶらんぶらん」という擬態語に変化させ、贅肉が揺れているようなイメージを湧かせ、日本語訳を連想させる点に創作性があると主張するが、まず「plump」の発音を「ぶらんぶらん」という擬態語に変化させた点については、かかる表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。次に、「ぶらんぶらん」という表現から、贅肉が揺れているようなイメージを湧かせ、日本語訳を連想させているという点については、「plump」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、かかる日本語を含む「ぶらんぶらん」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「ぶらんぶらんと」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

61	プー、リッチに（）す。 プー（太郎）、リッチマンに説教す	「preach」（ブリーチ）の発音を、「プーリッチ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。プー（貧乏）とリッチ（金持ち）を対比させ、かつ、意外性のあるストーリーを生み出している点に創作性が認められる。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、受験生にとって親しみやすい点、創作性がある。	前半部分は、「（太郎）」が加えられている点、後半部分は「リッチ」が「リッチマン」に変えられている点が相違するが、「プー、リッチに説教す」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「preach」の発音と類似する日本語の語句として「プー、リッチ」という語句を選択し、助詞「に」を続け、括弧付きの空欄を記載し、最後に「す。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。原告は、英単語に含まれている短母音を長母音に変更した点及び「リーチ」を「リッチ」に変更した点に創作性があると主張するが、「プー、リッチ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、プー（貧乏）とリッチ（金持ち）を対比させ、かつ、意外性のあるストーリーを生み出している点に創作性が認められると主張するが、まずプー（貧乏）とリッチ（金持ち）を対比させているという主張については、そもそも「プー」及び「リッチ」という語から「貧乏」ないし「金持ち」という意味内容を直ちに看取することは困難であるうえ、英単語の語呂合わせにおける厳格な制約により、極めて限定された表現の幅の中で想定し得る表現に関する独創性を主張するものに過ぎないから、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。次に、意外性のあるストーリーを生み出しているという主張については、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在せず、むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「プー」及び「リッチ」という語句のみであり、これらは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
62	プリズムのぞいて（）す。 プリズム覗いて推測す	「presume」（プリジューム）の発音を、「プリズム」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。また、これに「のぞいて」を付け加えることで、日本語訳を想起させている点に創作性がある。すなわち、仮に、「プリズム」に変えたとしても、それに「のぞく」行為を続ける必然性はない。表現の選択の幅のある中での選択に他ならない。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、のぞいての表記以外、すべて同一である。	原告語呂合わせは、「presume」の発音と類似する「プリズム」という語句を選択し、「のぞいて」という語句を付加し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「す。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった10字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。原告は、「presume」の発音を「プリズム」に変更した点に創作性があると主張するが、「プリズム」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、プリズムを「のぞく」というのは独特の発想であり、創作性が認められると主張するが、発想の独自性と表現上の創作性は無関係であるうえ、プリズムとは光の屈折・分散などを起こさせるのに用いるガラスなどの多面体のことであり、これを「のぞく」という表現はありふれているのであるから、いずれにせよ創作性は認められない。	両者の間で共通する表現は、「プリズム」という語句のみであり、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「のぞいて」と「覗いて」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
63	パンクチャリ、（）着けません。 パンク！チャリが…時間通りに着けませんっ！	「punctually」（パンクチャリー）の発音から日本語の語句として「パンク」と「チャリ」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「パンク」と「チャリ」を選択した点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。これにより、チャリがパンクして時間通りに着けないというイメージを想起させて、「時間通り」という日本語訳を想起させている点に創作性がある。	前半部分が「パンクチャリ」から「パンク！チャリが…」に変えられている点、後半部分が「着けません」から「着けませんっ！」に変えられている点が若干相違するが、「punctually」の英単語から「パンクチャリ」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「punctually」の発音と類似する日本語の語句として「パンクチャリ」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載し、最後に「着けません。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった13字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「punctually」の発音を「パンク」と「チャリ」に分けた点に創作性があると主張するが、「パンクチャリ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、チャリがパンクして時間通りに着けないというストーリーから「時間通り」という和訳に結びつけている点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない、むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「パンク」、「チャリ」及び「着けません」という語句のみであるが、これらは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
64	ラグビーで（）になる。 ラグビーで服ボロボロ	「rag」の発音から日本語の語句として「ラグ（ビー）」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、ラグビーという言葉の一部を選択している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。これにより、激しいスポーツにより服がボロボロになるというイメージを想起させて、日本語訳を想起させている点に創作性がある。	後半部分が「（ボロ）になる」から「服ボロボロ」に変えられている点が若干相違するが、「rag」の英単語から「ラグ（ビー）」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「rag」の発音と類似する日本語の語句として「ラグ」という語句を選択し、「（ビーで）」という語句を付加し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「（になる。）」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「rag」に「（ビー）」を加え「ラグビー」という別の意味の名詞にしている点に創作性があると主張するが、「ラグビー」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現であることに加え、ありふれた表現であるから、創作性が認められる余地はない。また、原告は、ラグビーは激しいスポーツであるから服がボロボロになるという連想を抱かせる点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせには「服」という語がなく、服がボロボロになるという意味内容を読み取ることは困難であるうえ、原告の主張は「rag」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、かかる日本語を含む「ラグビー」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「ラグビーで」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
65	理事ど（）。 理事ど厳しい	「rigid」（リジッド）の発音を変えてしまい、「リジド」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「理事」と「ど厳しい」という言葉に当てはめた点、「どえらい」などの表現はある中で、原告のオリジナルの日本語に近く、創作性が認められる。一般的に「厳しい」の前に「ど」を付けて使用することはないにもかかわらず、英単語の発音と意味をつなげるために、あえて「ど厳しい」と表現した点に創作性が認められる。	「理事ど厳しい」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「rigid」の発音と類似する日本語の語句として「理事ど」という語句を選択し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった4字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「rigid」の発音を「理事」と「ど」に分けた点に創作性があると主張するが、「理事ど」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、一般的に「厳しい」の前に「ど」を付けて使用することはないにもかかわらず、英単語の発音と意味をつなげるために、あえて「ど厳しい」と表現した点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、原告が英単語の発音と意味をつなげるためと自認するように、「ど厳しい」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従って作成された表現に過ぎないため、いずれにせよ創作性は認められない。	両者の間で共通する表現は、「理事ど」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

66	<p>聖火redで（）。</p> <p>聖火、レッドが神聖な</p>	<p>「sacred」（セイクリッド）の発音を変えてしまい、「セイカレッド」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>「sacred」を「聖火」と「red」に分けている点、「聖火」という単語を使用することによって「神聖だ」という和訳を連想しやすく工夫している点に創作性が認められる。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、redの表記の仕方以外、すべて同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「sacred」の発音と類似する日本語の語句として「聖火red」という語句を選択し、助詞「で」を続け、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「sacred」の発音を「聖火red」に変更した点及び「sacred」を「聖火」と「red」に分けた点に創作性があると主張するが、「聖火red」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、「聖火」という単語を使用することによって「神聖だ」という和訳を連想しやすくしている点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「sacred」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「聖火red」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「聖火」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「red」と「レッド」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
67	<p>祖母を偲んで（）。</p> <p>祖母を偲んですすり泣く</p>	<p>「sob」（サブ）の発音を変えてしまい、「ソボ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>「祖母」と「むせび泣く」を「偲んで」という言葉でつなぎ、亡き祖母を思い出して泣いているイメージを湧かせる点に創作性が認められる。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「sob」の発音と類似する日本語の語句として「祖母」という語句を選択し、「を偲んで」という語句を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「sob」の発音を「祖母」に変更した点に創作性があると主張するが、「祖母」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、「祖母」と「むせび泣く」を「偲んで」という言葉でつなぎ、亡き祖母を思い出して泣いているイメージを湧かせる点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的な表現は括弧付き空欄であるため、かかるイメージを抱かせることは不可能である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、原告がイメージであると主張する概念は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現であるから、いずれにせよ創作性は認められないというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「祖母を偲んで」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
68	<p>スッポン手に汗（）。</p> <p>スッポン手に汗自然に起こる。</p>	<p>「spontaneous」（スポンテナニアス）の発音を変えてしまい、「スッポンテナアセ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>そして、それを「スッポン手に汗」に置き換えた点、なかなか見かけない文章といえ、スッポンを手にするると自然と汗がでるとというイメージを湧かせ「自然に起こる」という和訳に結び付けている点に創作性が認められる。</p>	<p>「スッポンに手に汗自然に起こる」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「spontaneous」の発音と類似する日本語の語句として「スッポン手に汗」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「spontaneous」の発音を「スッポン手に汗」に変更している点に創作性が認められると主張するが、「スッポン手に汗」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、スッポンを手にするると自然と汗がでるとというイメージを湧かせ「自然に起こる」という和訳に結び付けている点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、かかるイメージを抱かせることは不可能である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、原告がイメージであると主張する概念は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現であるから、いずれにせよ創作性は認められないというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「スッポン手に汗」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
69	<p>嬉ちいど、（）でなくなりや嬉ちいど。</p> <p>うれちいど！惨めな暮らし抜け出せた</p>	<p>「wretched」（レッチド）の発音を変えてしまい、「ウレチイド」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>そして、それを「嬉ちいど」という一般にあまり使われない言葉に当てはめた点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。</p>	<p>前半部分が「嬉ちいど、」から「うれちいど！」に変えられている点、後半部分が「（）でなくなりや嬉ちいど。」から「惨めな暮らし抜け出せた」に変えられている点が若干相違するが、「嬉ちいど」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「wretched」の発音と類似する日本語の語句として「嬉ちいど」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載して、最後に「でなくなりや嬉ちいど。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった16字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「wretched」を一般的には使わない「嬉ちいど」という言葉に置き換えている点に創作性があると主張するが、「嬉ちいど」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は存在しない。</p> <p>仮に、「嬉ちいど」と「うれちいど」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
70	<p>茶来ると（）。</p> <p>茶来るとクスクス笑う</p>	<p>「chuckle」（チャックル）の発音を変えてしまい、「チャクル」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。</p> <p>しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>そして、それを「茶」と「来る」に分け、「茶くる」という言葉に当てはめた点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、くすくすの表記の仕方以外、すべて同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「chuckle」の発音と類似する日本語の語句として、「茶来る」という語句を選択し、助詞「と」を続け、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった5字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「chuckle」の「茶」と「来る」に分けている点に創作性が認められると主張するが、「茶来る」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「茶来ると」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

71	<p>暗い手利用がヤクザの（）。</p> <p>暗い手利用はマフィアの標準</p>	<p>「criterion」（クライテリアン）の発音を「クライテリヨウ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「暗い手」と「利用」という言葉に当てはめ、それにヤクザを続けてヤクザの行動をイメージさせた点に創作性が認められる。</p>	<p>「暗い手利用がヤクザの標準」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。被告は「ヤクザ」を「マフィア」に変えているが、ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「criterion」の発音と類似する日本語の語句として「暗い手利用」という語句を選択し、「がヤクザの」という語句を続け、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。</p> <p>原告は、「criterion」の発音を「暗い手利用」に変更している点及び「criterion」を「暗い」「手」「利用」に分けている点に創作性が認められると主張するが、「暗い手利用」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、ヤクザの行動をイメージさせ「標準」という和訳に結びつけている点に創作性が認められると主張するが、そもそも原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、いずれにせよ原告がイメージさせると主張する内容は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現であるから、創作性は認められないといふべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「暗い手利用」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
72	<p>カーブで（）に乗り上げた。</p> <p>カーブで緑石乗り上げた</p>	<p>「curb」の発音に類似する日本語の語句として「カーブ（道路）」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「カーブ（道路）」を選択している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。それに続けて、「駐車した」でも通じるところをあえて「乗り上げた」を選択すること、「緑石」という日本語訳を容易に想起させている点に創作性がある。</p>	<p>「カーブで緑石乗り上げた」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「curb」の発音と類似する「カーブ」という語句を選択し、助詞「で」を付加し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「に乗り上げた。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。</p> <p>原告は、あえて「乗り上げた」という表現をすることでリアルなイメージを湧かせ記憶しやすく工夫している点に創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張には論拠がなく、せいぜい「乗り上げた」という表現を選択したアイデアの独自性を強調するものに過ぎない。いずれにせよ「乗り上げた」という表現はありふれた表現に過ぎないのであるから、創作性が認められないことは明らかである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「カーブ」及び「乗り上げた」という語句のみであり、これらは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
73	<p>デブ会うと（）。</p> <p>デブ会うと誠実な人柄で</p>	<p>「devout」（ディヴァウト）の発音を「デブアウト」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「デブ会うと」という言葉に当てはめた点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。</p>	<p>後半部分に「誠実な人柄で」と加えられている点が若干相違するが、「デブ会うと」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「devout」の発音と類似する日本語の語句として「デブ会うと」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった6字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「devout」の発音を「デブと会うと」に変更した点及び「devout」の発音を「デブ」「と」「会う」「と」に分けた点に創作性があると主張するが、上記のとおり、原告語呂合わせの具体的表現は「デブ会うと」である。また、いずれにせよ「デブ会うと」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「デブ会うと」という語句のみであり、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
74	<p>ダイアナが脳死すという（）。</p> <p>ダイアンが脳死すと診断下る</p>	<p>「diagnosis」（ダイアグノシス）の発音を「ダイアナガノウシス」に変えている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「ダイアナ」と「脳死す」という言葉に当てはめた点、「脳死」という単語を加えることによって「診断」という和訳を連想させる工夫がされている点に創作性が認められる。</p>	<p>前半部分が「ダイアナ」から「ダイアン」に変えられている点、中間部分の「いう」が削除されている点、後半部分に「下る」が加えられている点が若干相違するが、「ダイアナ（ン）が脳死す」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「diagnosis」の発音と類似する日本語の語句として「ダイアナが脳死す」という語句を選択し、「という」という語句を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった12字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「diagnosis」の発音を「ダイアナが脳死す」に変更した点及び「diagnosis」を「ダイアナ」「が」「脳死す」に分けている点に創作性があると主張するが、「ダイアナが脳死す」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、「脳死」という単語を加えることによって「診断」という和訳を連想させる工夫がされている点に創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張は「diagnosis」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「ダイアナが脳死す」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「が脳死すと」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
75	<p>封土（ほうど）ある、（）時代には。</p> <p>封土あるのが封建制度</p>	<p>「feudal」（フューダル）の発音の母音の一部を変えてしまい、「ホウドアル」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「封土ある」という言葉に当てはめ、これにより史実に合致したストーリーを生み出している点に創作性が認められる。</p>	<p>前半部分については、「のが」を加えられている点、後半部分については、「時代には」を無くしている点が若干相違するが、「封土ある」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「feudal」の発音と類似する日本語の語句として「封土（ほうど）ある」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載して、最後に「時代には。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった15字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、英単語の発音の母音の一部を変えてしまっている点に創作性があると主張するが、「封土（ほうど）ある」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、史実に合致するストーリーを生み出している点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないといふべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「封土」及び「ある」という語句のみであるが、これらは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

76	風呂があるけど ()。 風呂があるのに質素な暮らし	「frugal」（フルーグオウ）の発音を「フロガアル」に発音に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「風呂がある」という言葉に当てはめた点、表現の選択の幅のある中で選択といえ、創作性が認められる。	後半部分が「けど」から「のに」に変えられている点、「暮らし」が加えられている点が若干相違するが、「風呂がある」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「frugal」の発音と類似する日本語の語句として「風呂がある」という語句を選択し、統助詞「けど」を続け、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であり、創作性は認められない。原告は、「frugal」の発音を「風呂がある」に変更した点及び「frugal」を「風呂」「が」「ある」に分けた点に創作性があると主張するが、「風呂がある」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「風呂がある」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
77	腹出てくるのも ()かな。 腹出ているのは遺伝です	「heredity」（ハレダティ）の発音を「ハラデテ」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「腹出て」という言葉に当てはめ、腹が出てくる原因を遺伝に求めている様子がコミカルに表現されている点に創作性が認められる。	前半部分が「くるのも」から「いるのは」に変えられている点、後半部分が「かな」から「です」に変えられている点が若干相違するが、「腹出て」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「heredity」の発音と類似する日本語の語句として「腹出て」という語句を選択し、「くるのも」という語句を付加し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「かな。」を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった10字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「heredity」の発音を「腹出て」に変更した点及び「heredity」を「腹」「出て」に分けている点に創作性があると主張するが、「腹出て」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、腹が出てくる原因を遺伝に求めている様子がコミカルに表現されている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告が主張する表現を窺み取することはできない。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、いずれにせよ原告語呂合わせは極めて短いありふれた表現であるため、原告が主張するようなコミカルな表現を看取することはできず、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は、「腹出て」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
78	淫婦で〜んと ()。 淫婦でんと居座りずうずうしい	「impudent」（インピュダント）の発音を「インプデアント」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「淫婦で〜んと」という言葉に当てはめて淫婦が幅をきかせている様子を想像させ、「ずうずうしい」という和訳を連想させる工夫をしている点に創作性が認められる。	前半部分が「で〜ん」から「でん」に変えられている点、後半部分に「ずうずうしい」が加えられている点が若干相違するが、「淫婦で(〜)んと」という日本語を組み込み、語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「impudent」の発音と類似する日本語の語句として「淫婦で〜んと」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「impudent」の発音を「淫婦で〜んと」に変更している点及び「impudent」を「淫婦」と「で〜んと」に分けている点に創作性が認められると主張するが、「淫婦で〜んと」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「で〜ん」という擬態語を用いて、淫婦が幅を利かせている様子を想像させ、「ずうずうしい」という和訳を連想させる工夫をしている点に創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張は、「impudent」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「淫婦で〜んと」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、「淫婦」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「で〜んと」と「でんと」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
79	水入れゲートでイレゲート(=する)。 入りゲートから水を引き入れる	「irrigate」（イリゲイト）の発音から日本語の語句として「入れ」と「ゲート」いう語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、「入れ」と「ゲート」を選択した点、表現の選択の幅のある中ででの選択と言える。ゲート(門)から水を引き入れている様子を想像させ「灌漑する」という和訳を連想させている点に創作性が認められる。	前半部分の「水入れゲート」削除されている点、中間部分の「で」が「から」に変えられている点、後半部分の「イレゲート」が「入りゲート」に変えられている点、「(=する)」が削除されている点が若干相違するが、「入れ(り)」「ゲート」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「irrigate」の発音と類似する日本語の語句として「入れゲート」という語句を選択し、当該語句の前に「水」という語を、当該語句の後ろに「でイレゲート(=する)。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった18字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は「irrigate」を「入れ」と「ゲート」に分けている点に創作性があると主張するが、「入れゲート」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭く、創作性が認められる余地はない。また、ゲートから水を引き入れている様子を想像させ、「灌漑する」という和訳を連想させている点に創作性が認められると主張するが、そもそも原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、いずれにせよ原告が連想させていると主張する内容は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現であるから、創作性は認められないというべきである。	両者の間で共通する表現は、「ゲート」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
80	目と歯を()で表現す。 芽と葉を隠喩で表す	「metaphor」（メタファー）の発音を「メトハ」に変えている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。	前半部分が「目と歯」から「芽と葉」に変えられている点、後半部分が「表現す」から「表す」に変えられている点が若干相違するが、「目(芽)」「と」「歯(葉)」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「metaphor」の発音と類似する日本語の語句として、「目と歯」という語句を選択し、助詞「を」を続け、括弧付きの空欄を記載し、最後に「で表現す。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった9字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「metaphor」の発音を「目と歯」に変更した点及び「metaphor」を「目」「と」「歯」に分けている点に創作性が認められると主張するが、「目と歯」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「と」、「を」及び「で」という語のみであるが、これらは、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。



81	もう、目ん玉飛び出す（）。 もう目ん玉飛び出る勢い	「momentum」（モウメンタム）の発音を「モウメンタマ」に変えてしまっている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「もう」「目ん玉」という言葉に当てはめ、「目ん玉が飛び出す」ほど激しく驚く様子を想像させることで「勢い」という和訳を連想させている点に創作性が認められる。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、「飛び出す」が「飛び出る」とされている以外、すべて同一である。	原告語呂合わせは、「momentum」の発音と類似する日本語の語句として「もう、目ん玉」という語句を選択し、「飛び出す」という語句を続け、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「momentum」の発音を「もう、目ん玉」に変更している点及び「momentum」を「もう」と「目ん玉」に分けている点に創作性が認められると主張するが、「もう、目ん玉」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。また、原告は、「目ん玉が飛び出す」ほど激しく驚く様子を想像させることで「勢い」という和訳を連想させている点に創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張は、原告語呂合わせを作成するにあたり採用したアイデアの独自性を主張するものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は、「目ん玉」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「もう、」と「もう」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
82	なんも（）。 なんも感覚がない	「numb」の発音に類似する日本語の語句として「なんも」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音（ナン）から「なんも」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。「なんも」という語句を選択することにより、日本語訳をスムーズに想起させる語呂合わせを作り出している点創作性がある。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、まったく同一である。	原告語呂合わせは、「numb」の発音と類似する日本語の語句として「なん」という語句を選択し、「も」という語句を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった4字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「numb」に「も」を加えて「なんも」という一単語にした点に創作性が認められると主張するが、「なん」という英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に「も」という1語を加え、「なんも」というありふれた表現を作成しても、それにより創作性が認められる余地がないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は、「なんも」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
83	ポロンと出（）。 ポロンと出がちな小さめビキニ	「prone」（プロウン）の発音を「ポロン」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。「ポロンと出がち」という語呂合わせは、若者にインパクトのある点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。	「ポロンと出がち」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。被告のものは「小さなビキニ」を続けているが、ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「prone」の発音と類似する日本語の語句として「ポロン」という語句を選択し、「と出」という語句を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった6字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「prone」の発音を「ポロン」に変更した点に創作性が認められると主張するが、「ポロン」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「ポロン」という擬音語を「出がち」という動詞と結びつけた点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、括弧付き空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、かかる結びつけは、英単語の語呂合わせの表現上の制約に従ったものに過ぎず、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「ポロンと出」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
84	しばーれて（）。 しばれて手が震え	「shiver」（シバー）の発音を「しば（ー）れ」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。強い寒さを意味する「しばれて」という北海道の方言を選択して、「（寒さで）震える」という日本語訳を想起させた点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。	「しば（ー）れて震え」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。被告のものは「手が」を続けているが、ストーリーが同一であり、表現の本質的部分が類似している。	原告語呂合わせは、「shiver」の発音と類似する日本語の語句として「しばー」という語句を選択し、「れて」という語句を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった6字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「shiver」に「れて」を加え一単語にしている点に創作性があると主張するが、「しばーれて」という表現は、英単語の発音に類似する日本語である「しばー」という表現と英単語の日本語訳とが意味のつながるように作成された表現であり、方言である「しばれて」という語を変形させた表現に過ぎないのであるから、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「しばれて」という北海道の方言を使うことによって「（寒さ）で震える」という和訳を連想させている点に創作性が認められると主張するが、原告の主張は、「shiver」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味がつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、かかる発音を含む「しばれて」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。	両者の間で共通する表現は、存在しない。仮に、「しばーれて」と「しばれて」としる同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
85	スラックスが（）。 スラックスがゆるい	「slack」の発音に類似する日本語の語句として「スラック（ス）」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音（スラック）から「スラックス」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。「スラックス」という語句を選択することにより、日本語訳をスムーズに想起させる語呂合わせを作り出している点創作性がある。	原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、まったく同一である。	原告語呂合わせは、「slack」の発音と類似する日本語の語句として「スラック」という語句を選択し、「スが」という語句を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「slack」に「ス」を加えて「スラックス」という一単語に変えている点に創作性が認められると主張するが、原告は、英単語の発音に類似する日本語である「スラック」という表現に、文の意味が通るように語呂合わせを作成するという語呂合わせの表現上の制約に従って「ス」という語を付加し、ありふれた表現である「スラックス」という語を作成したに過ぎないのであるから、創作性が認められる余地はない。	両者の間で共通する表現は、「スラックスが」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。

86	<p>そろった人を ()。 そろったところで 大虐殺</p>	<p>「slaughter」(スローター)の発音を「そろった」に変えてしまっている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p>	<p>中間部分が「人を」から「ところで」に変えられている点が若干相違するが、英単語「slaughter」(スローター)について、「そろった」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「slaughter」の発音と類似する日本語の語句として「そろった」という語句を選択し、「人を」という語句を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「slaughter」の発音を「そろった」に変更した点に創作性があると主張するが、「そろった」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「そろった」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
87	<p>すーず()。 「すう～ずかに」 となため、落ち着 かす</p>	<p>「soothe」の発音に類似する日本語の語句として「すーずか(静か)に」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音(スーズ)から「静かに」をなまらせたもの一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。「すーずか」という語句を選択することにより、日本語訳をスムーズに想起させる語呂合わせを作り出している点に創作性がある。</p>	<p>前半部分が「すーず」から「すう～ずかに」と変えられている点、英単語「soothe」(スーズ)について、「す(う)ーずか」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「soothe」の発音と類似する日本語の語句として「すーず」という語句を選択し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった4字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「soothe」の和訳である「静かにさせる」の「静か」の部分を「すーず」となまらせている点に創作性が認められると主張するが、そもそも原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。また、括弧付きの空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、「すーずかにさせる」という表現は、英単語の発音に類似する日本語と英単語の日本語訳とを組み合わせるといった表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて限定されており、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は存在しないため、複製権侵害は認められない。</p>
88	<p>捨て～る() 牡蠣 (かき)。 捨てる！古くなっ た食べ物は</p>	<p>「stale」の発音に類似する日本語の語句として「捨て～る」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音(ステイル)から、数ある日本語の中から「捨てる」を選択した点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。「捨て～る」という語句を選択することにより、「古くなった」という日本語訳をスムーズに想起させる語呂合わせを作り出している点創作性がある。</p>	<p>前半部分が「捨て～る」から「捨てる！」に変えられている点、後半部分が「牡蠣(かき)」から「食べ物は」に変えられている点が若干相違するが、「捨て～る古くなった」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「stale」の発音と類似する日本語の語句として「捨て～る」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「牡蠣(かき)。&gt;」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「stale」の発音を「捨て～る」に変更している点に創作性が認められると主張するが、「捨て～る」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「捨て～る」という単語を使うことにより、「古くなった」という和訳を連想させている点に創作性が認められると主張するが、かかる原告の主張は、「stale」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味がつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「捨て～る」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は存在しない。仮に、「捨て～る」と「捨てる」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
89	<p>捨てんジイは ()。 捨てんジイさんけ ち臭い！</p>	<p>「stingy」(スティンジイ)の発音を大きく変えて「ステンジイ」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「捨てん(捨てない)」と「ジイ(じいさん)」という言葉に当てはめ、「捨てんジイ」という原告オリジナルの単語にした点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、( )部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、 「ジイ」が「ジイさん」に変えられている以外、すべて同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「stingy」の発音と類似する日本語の語句として「捨てんジイ」という語句を選択し、助詞「は」を付加し、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「stingy」の発音を「ステンジイ」に変更した点に創作性があると主張するが、「捨てんジイ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、「捨てんジイ」とは原告のオリジナルであるから、創作性があると主張するが、「捨てんジイ」という表現は、英単語の語呂合わせに従って、「捨てん」と「ジイ」というありふれた表現同士を組み合わせた表現に過ぎないのであるから、創作性が認められないことは明らかである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「捨てんジイ」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
90	<p>サボるでないと ()に言い。 「サボるでね ～っ！」と部下に 喝</p>	<p>「subordinate」(サブオーダー)の発音を「サボるでない」にしてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、( )部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、サボる部下を叱っている様子を想起させている点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。</p>	<p>前半部分が「サボるでない」から「サボるでね～っ！」に変えられている点、後半部分が「に言い」から「と部下に喝」に変えられている点が若干相違するが、英単語「subordinate」(サブオーダー)について、「サボるでない」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「subordinate」の発音と類似する日本語の語句として、「サボるでないと」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「に言い。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、かかる部分が英単語の発音に相当する部分であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない(なお、主張整理表において、被告語呂合わせは「サボるでね～っ！」と部下に喝」と記載されているが、正しくは末尾に感嘆符を付加した「サボるでね～っ！」と部下に喝!)である。原告は、「subordinate」の発音を「サボるでない」に変更した点に創作性が認められると主張するが、原告書籍8には「サボるでないと」という部分が太字で記載されており、かかる部分が英単語の発音に相当する部分であることは明らかである。いずれにせよ当該表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、サボるでないと部下に言っている様子を想像させることで「部下」という和訳を連想させている点に創作性が認められると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、読者にかかる連想をさせることは不可能である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、原告が連想させていると主張する内容は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現であるから、いずれにせよ創作性は認められないというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「サボるで」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

91	<p>サクを（）くせ。</p> <p>（指）サクを吸う癖がある</p>	<p>「suck」の発音に類似する日本語の語句として「（指）サク」いう語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音（サク）から「指サク」の一部を組み合わせた点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。</p> <p>「（指）サク」と一緒に、「くせ」を選択してより具体的なイメージを浮かせるように工夫した点、表現の選択の幅のある中での選択といえ、創作性が認められる。</p>	<p>前半部分に「（指）」が加えられている点、後半部分が「くせ」から「癖がある」に変えられている点が若干相違するが、「サクを吸うくせ」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「suck」の発音と類似する日本語の語句として「サク」という語句を選択し、「を」という語句を続け、括弧付きの空欄を記載し、最後に「くせ。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった7字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、サクを吸う「くせ」をもつ人を想像させることで、より具体的なイメージを湧かせ和訳を連想しやすく工夫している点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、括弧付き空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、原告語呂合わせの内容から、原告が主張するイメージを読者に抱かせることは不可能である。百歩譲って、原告が主張するイメージを読者に抱かせることができたとしても、原告の主張は、原告語呂合わせを作成するにあたり採用したアイデアの独自性を主張するものに過ぎないうえ、原告語呂合わせの表現自体は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、いずれにせよ創作性が認められないことは明らかである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「サクを」という語句のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「くせ」と「癖」が実質的に同一の表現であるとしても、単語及び文字の羅列であり、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
92	<p>飢えーで（）食いました。</p> <p>飢えで雑草食らう</p>	<p>「weed」（ワイード）の発音を、大きく変えて、「ウエーデ」にして、「飢え」の一部にしている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>飢えから雑草を連想させる、そのストーリー性に創作性がある。ストーリー性に富んだ語呂合わせが、ストーリー性に乏しい語呂合わせよりも覚えやすく、優れた語呂合わせであることは、もはや自明の理であって、受験生にとって親しみやすい点、創作性がある。</p>	<p>原告書籍は、英単語を記憶するための書籍であり、（ ）部分に当てはまる日本語を読み込んで記憶を行うものであるところ、「食いました」が「食らう」に変えられている以外、すべて同一である。ストーリーが同一であり、表現の本質的部分類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「weed」の発音と類似する日本語の語句として「飢えーで」という語句を選択し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「食いました。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった10字の語又は語句から成る極めて短い表現であるから、表現の幅が極めて限定されており創作性は認められない。</p> <p>原告は、「weed」の発音を「ウエデ」にして、飢えから雑草を連想させるそのストーリー性に創作性があると主張するが、原告語呂合わせは単なる短文に過ぎず、ストーリーのようなものは、そもそも存在しない。むしろ、短文であるがゆえに、表現の選択の幅が限定されているため、創作性が認められないというべきである。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「で」という語のみであり、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「飢えー」と「飢え」とが実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるから、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
93	<p>う、いやだ、（）人。</p> <p>うわ～やだ、気味が悪い(&gt;_&lt;)</p>	<p>「weird」（ウィアード）の発音を「う、いやだ」に変えてしまっている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>「う、いやだ」という日本語から「変な」という和訳を簡単に連想させる点に創作性がある。</p>	<p>確かに、「う、いやだ」と「うわ～やだ」の違いはあるが、「weird」（ウィアード）の発音から、「う（わ）」という感嘆語と「嫌だ」を組み合わせている点、まったく同一であり、表記の仕方を変えているにすぎず、表現の本質的部分が類似している。</p>	<p>原告語呂合わせは、「weird」の発音と類似する日本語の語句として「う、いやだ」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載し、最後に「人。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった8字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「weird」の発音を「う、いやだ」に変更した点に創作性が認められると主張するが、「う、いやだ」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないため、創作性は認められない。</p> <p>また、原告は、「う、いやだ」という日本語から「変な」という和訳を簡単に連想させる点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は「weird」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「う、いやだ」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は存在しないため、複製権侵害は認められない。</p>
94	<p>りんごを（）。</p> <p>リンゴ絞ってジュースを作る</p>	<p>「wring」（リング）の発音をあえて、大きく「リンゴ」に変えてしまっている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。</p> <p>「リング」のまま語呂合わせを作ることは容易であるが、「リンゴ」という日本語から「絞る」という和訳を連想させている点に創作性がある。</p>	<p>前半部分が「りんご」から「リンゴ」に変えられている点、中間部分の「を」が削除されている点、後半部分に「ジュースを作る」が加えられている点が若干相違するが、英単語「wring」（リング）について、「リンゴ」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。</p>	<p>原告語呂合わせは、「wring」の発音と類似する日本語の語句として「りんご」という語句を選択し、助詞「を」を付加し、最後に、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった5字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「wring」の発音を「りんご」にしている点に創作性があると主張するが、「りんご」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は、「リング」のまま語呂合わせを作ることは容易であるが、それをしなかったところに創作性があると主張するが、特定の表現に創作性が認められるためには、著作者が広い表現の選択の幅の中からその特定の表現を選択することが必要なのであるから、ある特定の表現を選択しなかったことにより、その表現と異なる表現の創作性が基礎付けられることはない。そして、原告は、「wring」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「りんご」という表現を選択したに過ぎないのであるから、原告語呂合わせに創作性が認められる余地はない。</p> <p>さらに、原告は、「リンゴ」という日本語から「絞る」という和訳を連想させている点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「wring」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「りんご」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、存在しない。仮に、「りんご」と「リンゴ」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ、表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>
95	<p>下衆の勘ぐり。勘ぐるとは（）こと。</p> <p>げすの勘ぐり君の推測</p>	<p>「guess」の発音に類似する日本語の語句として「下衆」いう語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音（ゲス）から、数ある日本語の中から普段あまり使われない「下衆」を選択した点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。</p> <p>「下衆の勘ぐり」ということわざから「推測」という和訳を連想させる工夫している点に創作性がある。</p>	<p>後半部分が相違するが、この語呂合わせは、前半部分の「下衆の勘ぐり」に創作性の全てがあるから、実質的には同一のものと認められる。</p>	<p>原告語呂合わせは、「guess」の発音と類似する日本語の語句として「下衆」という語句を選択し、「の勘ぐり。勘ぐるとは」という語句を付加し、括弧付きの空欄を記載して、最後に「こと。」という語句を付加して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった15字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。</p> <p>原告は、「guess」を「下衆」に置き換えた点に創作性が認められると主張するが、「下衆」という表現はありふれた表現であるうえ、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。</p> <p>また、原告は「下衆の勘ぐり」ということわざから「推測」という和訳を連想させる工夫をしている点に創作性があると主張するが、かかる原告の主張は、「guess」の発音に類似し、かつ当該英単語の日本語訳と意味のつながる日本語という狭小な表現の幅の中から、「下衆の勘ぐり」という表現を選択する際に用いたアイデアの独自性を主張するものに過ぎず、表現上の創作性を基礎づけるものではない。</p>	<p>両者の間で共通する表現は、「の勘ぐり」という語句のみであるが、これは極めて短い表現及びありふれた表現である。</p> <p>また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。仮に、「下衆」と「げす」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現であり、また慣用句というありふれた表現であるため、いずれにせよ表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。</p>

96	欧米に（）。 欧米に従う日本情けない	「obey」の発音に類似する日本語の語句として「欧米」という語句を選択した点に創作性がある。欧米に言いなりの日本のイメージを湧かせ、「従う」という和訳を連想させている点に創作性がある。	後半部分に「日本情けない」が加えられているが、「欧米に従う」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「obey」の発音と類似する日本語の語句として「欧米」という語句を選択し、助詞「に」を続け、最後に括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった4字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、欧米に言いなりの日本のイメージを湧かせ、「従う」という和訳を連想させている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、括弧付き空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、原告語呂合わせの内容から原告が主張するイメージを読者に抱かせることは不可能である。百歩譲って、原告が主張するイメージを読者に抱かせることができたとしても、原告の主張は、せいぜい原告語呂合わせを作成するにあたり採用したアイデアの独自性を主張するものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は、「欧米に」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
97	0時に帰って（）。 零時の帰宅に母激怒	「rage」の発音に類似する日本語の語句として「0時」という語句を選択した点に創作性がある。すなわち、英単語の発音から、数ある日本語の内、普段使われない「0時」を選択している点、表現の選択の幅のある中での選択と言える。それに続けて「帰って」を選択することで、深夜0時に帰宅することによって激怒される様子を想像させ、「激怒」という日本語訳を容易に想起させている点に創作性がある。	前半部分が「帰宅」に変えられている点、後半部分に「母」が加えられている点が若干相違するが、英単語「rage」（レイジ）について、「0時」に置き換え、深夜0時に帰宅するというストーリー性のある語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「rage」の発音と類似する日本語の語句として「0時」という語句を選択し、「に帰って」という語句を付加し、括弧付きの空欄及び句点を記載して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった7字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「rage」を「0時」という普段使われない日本語に置き換えた点に創作性があると主張するが、「0時」という表現はありふれているうえ、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、深夜0時に帰宅することによって激怒される様子を想像させ、「激怒」という和訳を連想させている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、読者にかかる連想をさせることは不可能である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、原告が読者に連想させると主張する内容は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は存在しない。仮に、「0時」と「零時」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
98	ルールある、（）にヤルルールある。 ルールあるのが田舎の暮らし	「rural」（ルーラル）の発音を「ルールアル」に変えてしまっている点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「ルール」「ある」という言葉に当てはめて、田舎にはその土地のルールがあるというイメージを湧かせ、「田舎」という和訳を連想させる点に創作性が認められる。	後半部分が「田舎にヤルルールある」から「田舎の暮らし」に変えられている点が若干相違するが、英単語「rural」（ルーラル）について、「ルールある」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「rural」の発音と類似する日本語の語句として「ルールある」という語句を選択し、読点及び括弧付きの空欄を記載して、最後に「にヤルルールある。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった14字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「rural」の発音を「ルールアル」に変更している点及び一つの英単語を「ルール」と「ある」に分けている点に創作性が認められると主張するが、「ルールある」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅が極めて狭いといえ、いずれにせよ創作性が認められる余地はない。また、原告は、田舎にはその土地のルールがあるというイメージを湧かせ、「田舎」という和訳を連想させる点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、原告が主張するイメージの内容は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は「ルールある」という語句のみであるが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
99	ビクともしない（）ら。 びくともしない犠牲者哀れ	「victim」（ビクティム）の発音を「ビクトモ」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「びくともしない」という言葉の一部に当てはめ、震災に負けない被災者の姿をイメージさせ、「犠牲者」という和訳を連想させている点に創作性がある。	最後が「哀れ」に変えられている点が若干相違するが、「びくともしない犠牲者」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「victim」の発音と類似する日本語の語句として「ビクとも」という語句を選択し、「しらない」という語句を付加し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「ら。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、たった9字の極めて短い語又は語句から成るありふれた表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「victim」の発音を「ビクとも」に変更した点に創作性があると主張するが、「ビクとも」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、震災に負けない被災者の姿をイメージさせ、「犠牲者」という和訳を連想させている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、原告の主張は失当である。仮に、括弧付き空欄に英単語の日本語訳を読み込んだとしても、原告語呂合わせの内容から原告が主張するイメージを読者に抱かせることは不可能である。百歩譲って、原告が主張するイメージを読者に抱かせることができたとしても、原告の主張は、せいぜい原告語呂合わせを作成するにあたり採用したアイデアの独自性を主張するものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は存在しない。仮に、「ビクともしない」と「びくともしない」が実質的に同一の表現であるとしても、かかる表現は語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現であるため、いずれにせよ表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。
100	冷麺は（）だって作れます。 冷麺、素人も作る韓国じゃ	「layman」（レイマン）の発音を「レイメン」に変えてしまった点に創作性がある。語呂合わせにおいて覚える単語の発音を変えた場合、その単語を想起できなくなったり、そのスペルを間違えて覚えてしまう危険があるため、基本的には、行わない。しかし、その基本を守らなかった点に創作性がある。そして、それを「冷麺」に当てはめ、冷麺のような簡単な料理であれば素人でも作れるというイメージを湧かせ「素人」という和訳を連想させている点に創作性がある。	前半部分が「は」から「、」に変えられている点、後半部分が「だって作れます」から「も作る韓国じゃ」に変えられている点が若干相違するが、英単語「layman」（レイマン）について、「冷麺」という語呂合わせを作り出した点、全く同一である。	原告語呂合わせは、「layman」の発音と類似する日本語の語句として、「冷麺」という語句を選択し、助詞「は」を付加し、括弧付きの空欄を記載し、最後に「だって作れます。」という語句を付加して作成されているが、これは語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であり、たった11字の語又は語句から成る極めて短い表現であるため、表現の幅が極めて限定されており、創作性は認められない。原告は、「layman」の発音を「冷麺」に変更した点に創作性があると主張するが、「冷麺」という表現は、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従った表現に過ぎないのであるから、表現の選択の幅は極めて狭いといえ、創作性が認められる余地はない。また、原告は、冷麺のような簡単な料理であれば素人でも作れるというイメージを湧かせ、「素人」という和訳を連想させている点に創作性があると主張するが、原告語呂合わせの具体的表現は括弧付きの空欄であるため、読者にかかる連想をさせることは不可能である。仮に、英単語の日本語訳を括弧付き空欄に読み込んだとしても、原告が連想させると主張する内容は、原告語呂合わせの意味内容そのものに過ぎないうえ、原告語呂合わせは、英単語の語呂合わせにおける表現上の制約に従ったありふれた表現なのであるから、創作性が認められないことは明らかである。	両者の間で共通する表現は、「冷麺」という語句のみであるが、これは、語呂合わせの表現上の制約に従って作成された表現であるうえ、極めて短い表現及びありふれた表現である。また、当該表現は、単語及び文字の羅列に過ぎず、思想又は感情の表現と解することは不可能である。したがって、表現ではない部分又は表現上の創作性がない部分が共通しているに過ぎず、複製権侵害は認められない。